

入院基本料について

1. 入院基本料に関する事項

当院は「入院基本料の施設基準」のうち次の項目に適合します。

療養病棟入院基本料1(20対1看護配置、20対1看護補助配置)

当病棟では、一日に13人以上の看護職員(看護師および准看護師)と13人以上の看護補助者が勤務しています。

尚、時間帯別の配置は下記の通りです。

9:00～17:00	看護職員1人当たりの受け持ち患者数は10人以内 看護補助者1人当たりの受け持ち患者数は10人以内
------------	---

17:00～翌9:00	看護職員1人当たりの受け持ち患者数は43人以内 看護補助者1人当たりの受け持ち患者数は43人以内
-------------	---

2. その他の施設基準の適合性に関する項目

当院は、次の各項目について施設基準等に適合しております。

・入院基本料の施設基準等に係る届出

- ① 医療 DX 推進体制整備加算
- ② 療養病棟入院基本料 1
- ③ 夜間看護加算
- ④ 診療録管理体制加算 3
- ⑤ 療養病棟療養環境加算 2
- ⑥ データー提出加算 1 及び 3
- ⑦ 認知症ケア加算 3
- ⑧ 運動器リハビリテーション料(Ⅲ)
- ⑨ 初期加算
- ⑩ 急性期リハビリテーション加算
- ⑪ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ⑫ 入院ベースアップ評価料

3. 入院時食事療養(Ⅰ)

当院では、「入院時食事療養(Ⅰ)を算定する食事療養の基準」に適合しております。

これは、管理栄養士により管理された食事を適時(夕食については午後6時)、適温で提供するものです。

4. 明細書の発行状況に関する事項

「個別の診療報酬算定項目がわかる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成24年4月より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬算定項目が分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご旨をお申し出ください。

5. 医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算について

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しており、患者様の薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めております。

また、医療 DX の推進に向けた体制整備として、以下の取り組みを実施しています。

- ・ オンライン請求の実施
- ・ マイナンバーカードを利用した保険証(マイナ保険証)の利用促進
- ・ オンライン資格確認による診療情報の取得・活用

これらの取り組みにより、医療情報取得加算および医療 DX 推進体制整備加算を算定しております。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

[\(ご参照\) 医療情報取得加算について](#)

6. 夜間看護加算について

当院では、夜間における看護体制の充実を図るため、必要な看護職員を適切に配置し、患者様に安心・安全な医療を提供しております。

この体制により、夜間看護加算を算定しております。

[\(ご参照\) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項](#)

7. 長期収載品の使用について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しております。現在、一部の医薬品について供給が不安定な状況が続いているため、後発医薬品のある医薬品については、一般名処方(薬剤の成分名による処方)を行う場合がございます。

これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。

[\(ご参照\) 長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養について](#)

上記の内容は、厚生労働省の定める施設基準に基づき、患者様への情報提供の一環として掲示しております。

1)紙おむつ・タオル類	
品 名	金 額
紙おむつ	440 円/枚
パット	110 円/枚
フォローマット大	88 円/枚
フォローマット小	33 円/枚
清拭布	55 円/枚
防水シーツ	110 円/枚

3)診断書・文書料	
種 別	金 額
入院証明書(保険)	5,500 円
成年後見診断書	5,500 円
入院療養証明書	3,300 円
年金等生計同一証明書	1,100 円
個人情報開示	1,100 円
死亡診断書	11,000 円
死亡診断書(2 通目)	11,000 円
死亡診断書(コピー)	5,500 円

診断書作成の申込は、1 階事務所まで

4)個室 室料(1 日につき)	
・トイレ・洗面・個人収納・個人照明 ・テーブル・椅子・コート掛け ・TV、ラジカセ(無料)※要申込み	
210 号(15.73 m ²)	6,600 円
310 号(15.73 m ²)	6,600 円
401 号(8.85 m ²)	5,500 円
407 号(15.73 m ²)	6,600 円

6)その他	
死後処置料	33,000 円
死後処置料(浴衣等持ち込みあり)	27,500 円

2)病衣 レンタル料	
品 名	金 額
A セット	770 円/日
B セット	825 円/日
食事用エプロン	55 円/日

入院セット

・A セット:

バスタオル、フェイスタオル、おしぼりタオル、寝巻(上下、長着)、肌着、靴下。

日用品として、コップ又は吸飲み、くるりーナブラシ、口腔ケアジェル、歯ブラシ、歯磨きティッシュ、アイ淨綿。

・B セット:

バスタオル、フェイスタオル、おしぼりタオル、介護用寝巻(つなぎ)、肌着、靴下。

日用品(A セットと同様)

5)二人部屋 室料(1 日につき)	
・個人収納・個人照明 ・小机・椅子 ・ラジカセ(無料)※要申込み	
201 号(13.21 m ²)	3,850 円
202 号(13.12 m ²)	3,850 円
203 号(12.87 m ²)	3,850 円
301 号(13.21 m ²)	3,850 円
302 号(13.12 m ²)	3,850 円
303 号(12.87 m ²)	3,850 円
403 号(14.56 m ²)	3,850 円

7)散髪代	
男性・女性 カット	2,200 円
顔そり・髭剃り	1,100 円

入院時食事療養費

被保険者の方が入院したときは、診療や薬にかかる費用（療養の給付）に係る一部負担金とは別に、入院中の食事療養に係る費用のうち、1食あたり下記の標準負担額をお支払いいただきます。残りは、区市町村が「入院時食事療養費」として負担します。

◆詳しくはお住まいの区市町村の国民健康保険担当窓口にお問い合わせください。

<入院時食事療養費の標準負担額（令和7年4月から）>

区分		負担額（1食あたり）
一般（住民税課税世帯） ※1 ※2		510円
70歳未満で住民税非課税 70歳以上で低所得2 ※3	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
	過去1年間の入院期間が90日超	190円
70歳以上で低所得1 ※4		110円

※1 指定難病患者、小児慢性特定疾病患者は 300 円となります。

※2 平成 28 年 4 月 1 日時点で 1 年以上継続して精神病床に入院している患者は、退院するまでの間は 260 円となります（平成 28 年 4 月 1 日以降、合併症等で同日内に他病床に移動又は転院する場合も含む）。

※3 低所得 2：世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯の方

※4 低所得 1：世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を 80 万円とする）を差し引いたときに 0 円となる方

入院時生活療養費

療養病床（主として長期にわたり療養を必要とする方のための病床）に入院する 65 歳以上の被保険者の方には、生活療養（食事・居住費）にかかる費用のうち、下記の標準負担額をお支払いいただきます。残りは、区市町村が「入院時生活療養費」として負担します。

◆詳しくはお住まいの区市町村の国民健康保険担当窓口にお問い合わせください。

<入院時生活療養費の標準負担額(令和7年4月から)>

区分		負担額					
		医療の必要性が低い方 (医療区分1)		医療の必要性が高い方 (医療区分2・3)		指定難病患者	
		食費 (1食)	居住費 (1日)	食費 (1食)	居住費 (1日)	食費 (1食)	居住費 (1日)
一般 (住民税課税世帯)		510円 (470円) ※1	370円	510円 (470円) ※1	370円	300円	0円
70歳未満 で住民税 非課税	過去1年間 の入院期間 が90日以内	240円	370円	240円	370円	240円	0円
70歳以上 で低所得2 ※2	過去1年間 の入院期間 が90日超	240円	370円	190円	370円	190円	0円
70歳以上で低所得1 ※3		140円	370円	110円	370円	110円	0円
境界層該当 ※4		110円	0円	110円	0円	110円	0円

※1 いずれの金額になるかは入院する医療機関の施設基準により異なりますので医療機関に御確認ください。

※2 低所得 2：世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯の方

※3 低所得 1：世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を 80 万円とする）を差し引いたときに 0 円となる方

※4 境界層該当：65 歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、食費及び居住費について 1 食 110 円、1 日 0 円に減額されたとすれば生活保護を必要としない状態になる方